

公益財団法人川口総合文化センター文化活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 文化活動助成金（以下「助成金」という。）の交付については、公益財団法人川口総合文化センター文化活動助成金交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の団体（企業を除く）または個人が実施する文化活動に対して必要な助成を行いもって文化活動を促進し、地域文化の振興を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第3条 理事長は、次の各号の一に該当する者に対し、予算の範囲内で文化活動費の一部を助成することができる。

(1) 川口総合文化センターのメインホール、音楽ホール、展示ホール、催し広場を使用した文化活動であること。

(2) 国際意識の高揚と文化交流を図るため、海外において文化活動（川口国際文化交流フェスティバルの一環として実施される文化事業）を行うもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 特定の宗教及び政治団体による活動を目的とするもの

(3) 特定の教室、流派等が行う発表会や展示会

(4) 本市あるいは他の公共団体等からの助成を受けているもの

(5) 企業・各種団体による募集活動及び宣伝活動

(助成金の限度額)

第4条 助成金の限度額は、川口総合文化センター利用料（楽屋、控室、附属設備利用料を除く。）の2分の1（千円未満切捨て）以内とする。また、収入（入場料、出品料、参加負担金等）がある場合には3分の1以内とする。

ただし、前条第1項第2号に該当するときは、当該事業費の2分の1以内とし30万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付申請をしようとする者は、理事長の定める期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 文化活動助成金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 収支予算書（様式第2号）
 - (3) 申請者概要書（様式第3号）
 - (4) その他理事長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付申請は、同一の団体または個人に対し、当該年度内において1回を限度とする。

（助成の決定及び通知）

第6条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査委員会において審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 理事長は、助成金の交付を決定したときは、申請者（以下「助成対象者」という。）に対し、文化活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 助成対象者は、当該助成事業完了後、速やかに文化活動助成金事業報告書（様式第5号）に収支決算書（様式第6号）等を添えて理事長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第8条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、文化活動助成金確定通知書（様式第7号）により助成対象者に対し通知するものとする。

（助成金の交付時期）

第9条 理事長は、第8条の規定により確定した額を、当該助成事業が完了した後において交付するものとする。

- 2 助成対象者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、文化活動助成金交付請求書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

（事業の変更・中止）

第10条 助成金の交付決定通知書を受けた申請者は、事業を変更または中止するときは、速やかに書面にて理事長に報告しなければならない。

(助成金の取消)

第 11 条 理事長は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、または既に交付した助成金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 交付決定事業を中止したとき
- (2) 助成金の申請に関し虚偽または不正の事実があるとき
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。